≪組織的対応≫

※未然防止にむけて日々の取り組み

①始業前、放課後の校門での立ち番での声掛けと様子を観察する
②休憩時間や給食時間での巡回で、生徒の人間関係の変化について観察する
③保護者との連携を密にして生徒の情報交換を行う

【いじめ認知】 ⇐ 生徒からの相談・教職員による現認・アンケート結果

↓

生徒指導部

↓

【事実確認】

(1)関係生徒　(2)内容　(3)時間、場所
(4)期間　(5)背景、要因

①関係教職員　②当該年次　③生徒指導部

↓報告

教頭・校長 ⇄ 教育委員会（報告／支援）

↓招集・指揮

【いじめ対策委員会】
①情報の整理と共有
②徹底した事実確認
③事実認定、方針決定
④指導体制の編成（役割分担）

職員会議 ⇄（報告／共通理解）

【いじめ対策委員会】 ⇄（相談／支援）

【関係機関】
・姫路警察署生活安全課
(079)222-0110
・姫路少年ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ
(079)285-4668
・姫路南少年ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ
(079)237-1233
・県警本部ｻｲﾊﾞｰ犯罪対策課
(078)341-7441
・姫路こども家庭センター
(079)297-1261
・姫路市こども家庭総合支援室
(079)221-2944

※ネット上でのいじめへの対応
①事実確認において、人権侵害と認識できる内容（書き込み、画像、動画）は必ず保存または記録する。
②加害者の保護者に学校の方針と今後考え得る影響について理解を図り、書き込み内容の消去について協力を依頼する。
③人権侵害と認識できる内容が受信可能である対象者には、ダウンロードの有無や情報発信の有無を確認し、消去させる。
④受信可能対象者と直接連絡が取れない場合は保護者の責任で消去し、結果を学校に報告してもらう。
⑤書き込みの消去が完了したら被害者にその旨を報告する。
⑥書き込みが流出した場合は関係機関と連携の上、対応する。

【外部対応】

管理職
生徒指導部
当該主任

・マスコミ対応
・保護者説明会対応
・学校評議員対応

【被害生徒対応】

保健部　生徒指導部　生徒支援部
当該学年主任・当該担任

・被害生徒に共感し、心の安定を図る
・連絡体制の構築や、巡回強化など、被害生徒を守る環境をつくる
・保護者に学校の方針を伝え、協力関係を築く
・キャンパスカウンセラーと連携し、こころのケアと情報の共有に努める
・経過観察

【加害生徒対応】

生徒指導部
当該学年主任・当該担任

・いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導する
・いじめの原因を追究し、加害者の内面理解に努める
・保護者との連携を密にし、協力関係を築く
・必要に応じて関係機関と連携し、支援を得る
・経過観察（望ましい授業態度の育成）

【クラス生徒、全校生徒対応】

生徒指導部
当該学年主任

・全校集会、年次集会で対応
・いじめは絶対に許さないという　学校の姿勢を理解させる
・いじめを当事者だけの問題で　はなく、全体の問題であることを理解させる
・傍観者もいじめを肯定する行為であることを理解させる